

○令和元（平成31）年度 実地指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	共通	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	条例第77号第9条他	重要事項説明書等に、第三者評価の実施状況の有無等について記載がないため、記載すること。	岐阜地域福祉事務所
2	共通	3 運営	勤務体制の確保等について	条例第77号第30条第1項 他	勤務表に、職務の内容、常勤・非常勤の別、兼務関係、勤務時間、常勤換算数等を明確に記載し、事業所又は施設として適切な人員を配置していることが確認できるようにすること。	岐阜地域福祉事務所
3	共通	3 運営	勤務体制の確保等について（研修）	条例第77号第30条第3項	従業者の資質向上のための研修を定期的実施すること。	岐阜地域福祉事務所
4	共通	3 運営	衛生管理等について	条例第77号第31条第1項 他	一部の職員について、定期健康診断の結果等による健康状態の把握を行っていなかった。従業者が感染源となることを防止し、適切にサービスを提供できるよう、従業者の健康状態を定期的に把握し、記録に残しておくこと。	岐阜地域福祉事務所
5	共通	3 運営	掲示等について	条例第77号第32条第1項	利用者又はその家族が見やすい場所に運営規程の概要についても掲示すること。	岐阜地域福祉事務所
6	共通	3 運営	記録の整備	条例第77号第40条第1項	従業者の労働契約書を整備すること。	岐阜地域福祉事務所
7	共通	3 運営	変更届について	介護保険法第75条第1項	従業者の職種・員数等について変更があったにもかかわらず、変更届を提出していないため、届出を行うこと。	岐阜地域福祉事務所
8	共通	3 運営	養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置について	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20号	高齢者虐待の防止に向けた研修を実施していない事実が認められた。当該研修を定期的実施し、その記録を保管するとともに、研修欠席者に対しては資料の回覧等によりその内容を周知すること。	岐阜地域福祉事務所
9	共通	3 運営	事故発生時の対応について	「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」	医療機関を受診するような利用者の事故等について、県への報告が行われていない事例が認められたため、県及び市町村に報告すること。	岐阜地域福祉事務所

○令和元（平成31）年度 実地指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	3 運営	サービス提供の記録について	条例第77号第20条第2項	サービス提供記録に提供した具体的なサービスの内容等をもれなく記録すること。	岐阜地域福祉事務所
2	訪問介護	3 運営	管理者及びサービス提供責任者の業務について	条例第77号第28条第1項	利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握した際にはその記録を整備し、指定訪問介護に関するサービス内容の管理について、必要な業務を実施すること。	岐阜地域福祉事務所
3	訪問介護	3 運営	サービスの提供の記録について	老企第36号第2の2(4) 他	サービス提供記録には、サービス提供の開始時間及び終了時間を明記し、その時間は実際に指定訪問介護を行った時間を記載すること。	岐阜地域福祉事務所
4	訪問看護	3 運営	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供及び居宅サービス計画等の変更の援助について	条例第77号第68条第2項第2号及び第3号	訪問介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画の内容に沿って作成することとし、サービスの提供に当たっては、当該計画に沿って実施すること。また、利用者の希望等によりサービス内容を変更する必要がある場合は、居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の変更を依頼し、その具体的な内容を記録し保管すること。	岐阜地域福祉事務所
5	訪問看護	3 運営	訪問介護計画の作成について	条例第77号第68条第2項第2号及び第3号	訪問介護計画に、サービス内容ごとの所要時間を明記すること。	岐阜地域福祉事務所

○令和元（平成31）年度 実地指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
----	----	----	----	----	------	------

○令和元（平成31）年度 実地指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
----	----	----	----	----	------	------

○令和元（平成31年）度 実地指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
----	----	----	----	----	------	------

○令和元（平成31年度）実地指導における主な指摘事項（施設サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	介護老人福祉施設	3 運営	指定介護福祉施設サービスの取扱方針	条例第79号第16条第6項第1号	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。また、委員会の議事録には、拘束の期間、拘束を必要とする理由及び拘束の可否決定等について明確に記録に残すこととし、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	岐阜地域福祉事務所
2	介護老人福祉施設	3 運営	記録の整備	条例第79号第43条第2項第3号	身体的拘束等の態様及び時間、その時の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等の記録の保存期間を5年間とすること。	岐阜地域福祉事務所